

別 表

事業種別	事業内容	補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助率
有害鳥獣被害防止支援事業	農業生産の確保及び振興を図るため、有害鳥獣による農作物の被害の拡大を防止する。	市の区域内に所在する農地において農作物被害を受けた農業者（当該農地の所有者又は農地法その他の法令により使用収益する権利が認められている者に限る。）	10a以上の一団の農地（農地の立地や形状、被害の発生状況等によってはこの限りでない。）において、有害鳥獣による農作物への被害の拡大を防止するための柵の設置	資材購入費 工事費 委託費	補助対象経費の1/2以内 ただし、補助限度額は50千円とする。